

平成26年度第2回門真市立公民館運営審議会 会議録

日 時 平成26年11月13日（木）午後3時30分～4時29分
場 所 門真市立文化会館 3階 音楽室
出席委員 西岡委員・大西委員・勝川委員・奥田委員・青木委員・宮本委員・下岡委員
柏木委員・安田委員
事務局 柴田生涯学習部長、牧菌生涯学習課長、藤田生涯学習課主任、橋本公民館上席主査、
松田文化会館上席主査、淡路公民館社会教育指導員、阪口文化会館社会教育指導員

<藤田主任>

それでは、定刻となりましたので、審議会を開会いたします。
審議会の進行は勝川委員長にお願いいたします。勝川委員長、宜しくお願いいたします。

<勝川委員長>

皆さん、こんにちは。10月、11月と色々な行事、お祭りとか文化祭でお疲れのところお集まり
いただきありがとうございます。それでは、本日の公民館運営審議会を開催させていただきますので、お
願いいたします。

それでは、案件1 門真市立文化会館の主な事業について、ご説明をお願いします。

<阪口社会教育指導員>

文化会館の社会教育指導員をしております阪口と申します。よろしく申し上げます。私の方から
パワーポイントを使って、案件1 門真市立文化会館の主な事業について、ご説明いたします。
前回の審議会において、公民館の主な事業についてご説明したことから、今回は文化会館の主な
事業について、写真などを用いてご説明いたします。

門真市立文化会館ですが、社会教育法第20条に則りまして、設置の目的などは公民館と同じで
ございます。行っている事業の内容は同じですので、8月とほぼ同じような説明をさせて頂く事
をご了承ください。

まず、定期講座といたしまして「高齢者生きがい事業」それから「子育て体験交流事業」「女性
セミナー」、「家庭教育学級」の4講座を主な事業として年間20講座を開催しております。その
中でまず、「高齢者生きがい事業」の講座についてご説明させていただきます。目的といたしましては
人生80年という風な形で社会が推移しております。その中でやはり高齢になられた方々は日々暮
らしの中でつながりを大切にして頂く事と健康で暮らしていく事を目的にこの講座をさせて頂い
ております。4回実施しております。名前を「わくわく元気にリフレッシュ」とさせて頂いており
ます。毎年6月の第3・第4そして7月の第1・第2の木曜日に実施しております。ここでやっ
ておりますのは高齢になりますと体の中の活力が低下します。それを高めるために講師にFMハナコ
にお勤めの藤田先生を迎えています。声を出すと唾液がでますが、その唾液によって体の調子を
整えたり腹式呼吸法でストレスのない生活を送れるようにとこの講座は開催されております。内容と

しては活舌をよくする練習やオリジナルの健康体操をしたり、文学作品を声に出して暗唱したり、興味のある事をスピーチしたり色んな事をしながら仲間との絆を深めて楽しみを見つけていただいています。次に2つ目は子育て体験交流事業です。子ども達の長期の休みの時に開催しています。夏休みは7月・8月に料理教室、紙工作、手芸教室を開催します。特に料理教室は人気で毎回盛況でお断りする事もあります。冬休みは12月に実施しますが、昨年写真で紹介させていただきます。

まずは子ども料理教室、カップケーキとオレンジジュースゼリーを作りました。次に、紙工作は動く万華鏡を作りました。1時間30分位で出来上がりました。次に子ども手芸教室では、手編みバックを編みました。子ども達が小物を入れられるバッグでしたが大人の方も習いたいと要望がありました。今後、今年度はマジック教室と子ども科学教室を予定しています。3つ目は女性セミナーです。これは女性の悩み事や社会への参加の仕方など色んなテーマで行ってききましたが、今年は健康について焦点を絞り行いました。9月には「動脈硬化」について、10月は体ほぐしということで気功を行っています。11月15日には「下仮屋美穂さんのコンサート」をして頂きます。最後に家庭教育学級について若いお母さんの子育ての悩みを軽減できればと言う願いからこの講座を開催させていただいています。9月は子どものアレルギーについて幼稚園の保育室を借りて開催しました。10月はベビーマッサージを開催しました。あと講座ではありませんが、全サークルが参加して行われる「ふれあいまつり」があります。模擬店、展示発表、舞台発表、カラオケなど日頃の成果を発表して頂いております。子ども支援事業の一環として子どもコーナーも設けて昔遊びの工作や折り紙、バルーンアートなどを教えていただいています。1日体験講座も同時に開催して参加された方が引続き入会をしていただけたらと思っています。以上が文化会館の事業です。今後ともご支援の程をよろしくお願いいたします。

<勝川委員長>

ありがとうございました。案件1 門真市立文化会館の主な事業についてご説明いただきましたが、ご意見やご質問などございませんでしょうか。女性セミナーの話を知っていたら自分自身も参加してみたいと思いました。どうですか、皆さんご意見とか質問とか。

<奥田委員>

すみません。今、見せて頂きまして高齢者の方の講座とか子どもの料理教室とかありますが、大体何人くらい参加されているのですか。

<阪口社会教育指導員>

大体平均20人くらいです。会場の都合もありますので。

<奥田委員>

わかりました。ありがとうございます。

<勝川委員長>

募集人員に対して応募人数が上回るとか言うのもありますが、足りないとかそういう状況はどうですか。

<阪口社会教育指導員>

電話でお断りさして頂く場合もございますし、例えばベビーマッサージの講座なんかは募集をかけましたら1時間程度で一杯になります。料理教室もすぐに一杯になります。

<勝川委員長>

皆さん広報を見て興味のあるものは参加されているという事ですね。

<奥田委員>

何かそういった教室の後にアンケートとかをとられていますか。

<阪口社会教育指導員>

一応レポートという形で感想を頂いています。病気のお話の時は質問が書かれている場合もありますので先生にお話して返答する場合があります。

<奥田委員>

ありがとうございます。今聞いてとても良い話だと感じたのですが、講座によって人数制限されただろうし、健康講座のように講師の方にお話していただく時には、沢山参加していただける教室もあると思いますので、より多くの市民の方に知識を吸収していただければよいと思います。

<勝川委員長>

聞いてみましたら、女性、子育て、高齢者などバラエティーに富んでますが、偏っていることはありませんでしょうか。

<阪口社会教育指導員>

館内で相談して万遍なくを心がけています。すべての年齢層に参加していただけるように曜日も設定しています。

<勝川委員長>

わかりました。他の方はいかがですが。

<青木委員>

参加される方はリピーターが多いのか、新規の方が多いのか、おわかりになりますか。

<阪口社会教育指導員>

同じご家庭の方が文化会館や公民館で参加されるリピーターの方が多いですが、リピーターの方が新規の方を連れてこられる場合も多いです。

<下岡委員>

私はベビーを対象にしていますので、月齢の関係から毎回違う方が参加されています。

ベビーの講座をされていて良いと思うのは保育付きなので2人目、3人目のお母さんでも参加できるということです。

<勝川委員長>

それは継続的にやっていただけるのですか。

<阪口社会教育指導員>

はい。そのような方向で考えています。

<勝川委員長>

よろしくお願ひします。初めての子育ても大変ですが、二人目、三人目ともなるとお母さんも忙しくこういったリフレッシュの場所は重要と感じます。ぜひ、削らないようにして下さい。

<柴田部長>

子育て支援に関して門真市は重点をおいていますので、子ども達をつれて来られたお母さんが受講してもらえるように、今後の施設を作る際にも念頭において考えていきたいと思ひます。

<勝川委員長>

子育てといえば、今、児童虐待防止オレンジリボンのキャンペーン中ですので、よろしくお願ひします。それでは、次に案件2 門真市立公民館及び門真市立文化会館における民間活力の活用について、ご説明をお願ひします。

<牧菌課長>

それでは、案件2 門真市立公民館及び門真市立文化会館における民間活力の活用についてご説明いたします。3ページ、資料1をご覧ください。これは、門真市立公民館及び門真市立文化会館において、指定管理者制度の導入を含む民間活力の活用を図ることについて、社会教育法第29条第2項に基づき、公民館運営審議会に意見を求めるため、公民館長から皆さまに諮問するものです。詳しくは、担当者からご説明いたします。

<藤田主任>

それでは、4ページ、資料2をご覧ください。ここでは、諮問に至る経過、諮問の内容、現状と背景、提案と期待についてご説明いたします。まず、本日までの経過につきまして、平成26年3月26日、門真市生涯学習推進基本計画が策定されたことを受け、基本施策に基づき、生涯学習施設の今後のあり方について検討を進めてまいりました。そのような中、8月6日に行いました前回の審議会で、「審議会でも運営方法について審議していただきたい」とお伝えいたしました。その後、8月27日に、庁内次長級職員で構成する内部事業評価委員会から「館の活性化のために指定管理者による運営の検討も含め改善に努められたい。」という通知があったほか、10月16日の門真市議会決算特別委員会において「市民プラザが活性化している状況も踏まえ、民間活力を活かすことや生涯学習施設全体が総合的に活性化するよう、検討を進めていただきますようお願いいたします。」という要望がありました。このような経過から、本日の諮問に至ったものでございます。

次に諮問の内容についてご説明いたします。今回の諮問は、社会教育法第 29 条第 2 項に定められた公民館長から公民館運営審議会への諮問にあたるものです。公民館運営審議会が調査審議できる事項は、公民館における各種の事業の企画実施についてと定められておることから、諮問の内容を、「各種の事業の企画実施を充実させるため民間活力の活用を図ることについて、貴審議会の意見を求めます」とさせていただいております。諮問スケジュールにつきましては、まず、委員の皆様には、個別に、事前に内容をご説明させていただきました。本日の審議会では、さきほどの公民館長による諮問を受け、ご審議いただきますようお願いいたします。なお、答申につきましては、都合上、11 月までにいただきたく、本日のご審議を委員長が取りまとめ、答申されてはいかかかと存じます。

次に、公民館及び文化会館の現状と背景についてご説明いたします。両館の使用者数等につきましては、団体の会員の高齢化などにより減少傾向にあります。新たに使用する団体が増えない背景には施設の老朽化や事業の内容に原因があると考えられます。事業等の開催につきましては、両館ともに前年度から増加させるなどサークル講師を活用した講座開催に尽力しております。施設職員につきましては、本市において少数精鋭によるスリムで効率的な組織の整備が進められてきたことから、館長の兼務などにより、平成 20 年度からは常勤 1 名、非常勤 1 人分、社会教育指導員 1 名が配置されております。一方、指定管理者制度を平成 25 年度から導入した門真市民プラザでは、施設職員が増員され、責任者が常勤となり、事業数が約 15 倍に増加したほか、指定管理者制度の導入以外の要因もありますが、利用者が 1.6 倍に増加するなど制度、の導入をきっかけに施設が活性化している状況が伺えます。

次に、ご審議のための提案と、それにより期待できる効果についてご説明いたします。まず、公民館及び文化会館に指定管理者制度を導入することにより、館長や有資格者の配置、参加してみたいとなる事業の増加、管理業務の積極的な改善がなされることが期待できます。さらに、門真市民プラザの現在の指定管理者の指定期間が終わることから、門真市民プラザ、文化会館、公民館の管理を一括で行う指定管理者を募集してはどうかと考えております。これにより、複数館が連携する事業の開催、業務状況に応じた職員配置や施設間の工夫の共有、管理コストや指定管理者選定コストの低減を図ることができそうです。最後に、市民と指定管理者の協働事業「パートナーシッププラン」を募集することにより、学んだことを活かすという循環型の生涯学習社会の実現を図ることができそうです。昨年度から門真市民プラザにおいてこの仕組みを試験的に導入したところ、275 件の事業の約 51%が施設の利用団体等から提案のあったものとなっています。諮問において、民間活力の活用を図ると申しておることにつきましては、企業等のみならず、利用者である市民の力も活かすということも含んでおります。

最後に、添付資料について簡単にご説明いたします。6 ページ 資料 3 をご覧ください。これは、門真市生涯学習推進基本計画に掲載された 44 の基本施策のうち、指定管理者制度やパートナーシッププランの導入によって推進することができる施策を抜粋したものです。これらの基本施策の推進は、本市の生涯学習の推進において最も重要なことであると考えており、7 つもの基本施策をひとつの取り組みにより一気に推進できることは、大変、効率的かつ効果的であると考えております。次に、7 ページ 資料 4 をご覧ください。これはこの審議会において指定管理者制度等導入について賛同が得られた場合のスケジュールの案です。指定管理者の管理が開始される 1 年半後までに、教育委員会や市議会においてその都度審議が行われるほか、公表や募集がどの段階で行われるかを示しております。次に 8 ページ 資料 5 をご覧ください。これは公民館、文化会館、門真市民プラザの使用者数の推移を示しています。文化会館や公民館は減少傾向にあり、門真市民プラザは増加傾向にあることが見て取れます。次に 9 ページ 資料 6 をご覧ください。公民館、文化会館、門真市民プ

ラザの事業実績を示しています。事業数の違いや門真市民プラザの事業の多様性などを感じていただけるかと思います。最後に 11 ページ 資料 7 をご覧ください。これは、複数の館の管理を同じ指定管理者が行っていることにより同じテーマのもとで連携事業を行っている大東市の事例です。「だんじり」というテーマのもと、文化センターではフォトコンテスト、歴史民俗資料館では彫物展、生涯学習センターでは手作り地車の展示を行い、まち全体を連携して盛り上げていました。以上で案件 2 のご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<勝川委員長>

ありがとうございました。案件 2 の諮問についてご説明いただきましたが、ご意見やご質問などございませんでしょうか。

<宮本委員長代理>

わからない部分があるので質問します。指定管理者制度の仕組みが初めてでわかりません。指定管理者制度を導入した市民プラザの利用者が 1.6 倍に増加したと言う事で、事業の中身から見ますと、実績の一覧にサークル活動は入っていないように思います。実施事業数の一覧というところにサークル活動が入っていないように思うのですが、事業というものとサークル活動はどのような位置づけになっていますか。

<藤田主任>

まず、指定管理者制度の概要なのですが、要するに今現在、市職員が館におり、市が管理運営しておりますが、この管理運営を行っていただける民間の事業者を募集し、市が審査し、適切なところに管理を行っていただくというのが指定管理者制度です。職員はその事業者が雇い、市が支払う指定管理料と利用料金などをあわせて色々な事業を独自に展開されます。これにより、管理や事業の自由度が高くなります。もう 1 点、事業ですが、こちらの資料 6 に掲載されております事業は指定管理者や館が主催している事業であり、利用者のサークル活動などは含んでおりません。それらは、利用件数で件数を確認していただけます。

<宮本委員長代理>

つまりサークル活動は施設を貸して自由に使っていただくだけであって、事業というのは文化会館などが行っている活動、講座と理解すればよろしいですか。

<藤田主任>

その通りです。

<宮本委員長代理>

わかりました。もう 1 点よろしいでしょうか。指定管理者に委託した場合、市が運営するよりもコストが軽減されますか。

<藤田主任>

多くの場合、指定管理者制度を導入すると管理コストが軽減されています。ただし、主な目的は施設を活性化していきたいという目的で導入しますので、全体的なコストが必ずしも軽減されるかと言うと、そうでない事もありえます。

<宮本委員長代理>

ついでにもう1点、私はサークル代表として来ていますが、指定管理に委託すると施設の使用料や借りる日時などを決める権限はどこに行くのか。使用料は市が決めるのか委託されている指定管理者が決めるのか聞きたいのですが。

<藤田主任>

わかりました。使用料につきましては条例で定めております。指定管理者はその額から減額した額を設定することや施設の使用の許可をすることができます。現在、上限額となる使用料を徴収しておりますので、指定管理者制度の導入により使用料が増額される事はございません。

<宮本委員長代理>

わかりました。

<勝川委員長>

テニスコートも指定管理者制度を早くから導入しておりまして料金は変わらず、利便性は良くなっています。

<柴田部長>

委託とおっしゃいましたが、正しくは委任という形となります。指定管理者の選定は金銭面だけで選定しているのではなく、金額と内容など、募集要項に記載したこちらが求めるものも汲んでいただけているかと言う事も重要な点で、総合的に専門家の意見も聞いて事業者を選定しています。

<勝川委員長>

テニスコートや市民プラザが指定管理になっている事を見ても、市の考えておられる方向性がそちらに向いていると言う事ですね。

<柴田部長>

門真市民プラザの場合、6社の応募があり、書類選考により3社のプレゼンテーション審査、質疑応答を行い、総合審査の結果、現在の指定管理者を指定しました。この頃、社会貢献などに取り組む企業が増えておりますので、地域貢献や社会貢献を意識して指定管理者となっているところも多いように感じています。

<勝川委員長>

これから公民館や文化会館も、指定管理者による管理に移行していくと言う事ですね。

<藤田主任>

この場でご賛同いただけるのであれば、検討を本格化したいと考えております。

<柴田部長>

指定管理者には、社会教育施設が連携して、門真市の中で色々な活動を支援してもらいたいと思っています。単に指定管理者が思いついた事業ではなく、市民とのパートナーシップにより活動を展開する新しい形も拡大できたら良いと思っています。

<勝川委員長>

市民プラザもすごく活性化していて、定期的に朝市を開催したり、ロビーコンサートなどが定着していて、来館者が多くなっていると感じます。公民館や文化会館の管理を指定管理者が行うことにより、門真市の南部の活性化が公民館や文化会館にも波及するのではと思います。皆様いかがでしょうか。西岡委員はいかがでしょう。

<西岡委員>

現在、公民館や文化会館を利用されている方の利便性などを損なうことがないなら、選択肢は多い方が良いでしょう。

<大西委員>

部長の話にもありましたが、公民館や文化会館も市民のための社会教育施設と認識しております。そういった部分では市民ニーズに応じた事業が必要かと思えます。しかし、一方で門真市の税収で運営していますので、予算の制限と市民のニーズが合うかといった費用対効果を考えなければいけません。限られた予算の中で市民が社会教育事業に参加して頂けるような目的を持っていただけるのであれば、指定管理者制度の導入はよろしいのではないかと思います。

<勝川委員長>

ありがとうございます。安田委員はいかがですか。

<安田委員>

指定管理者制度の導入には賛成です。公民館よりも市民プラザの使用料が安いので、お母さん方のサークルであれば、市民プラザを利用する事も多くなるのだと思います。そういう事も踏まえて、公民館使用料や文化会館使用料が市民プラザと同じくらいの料金に下げられれば、公民館や文化会館も変わっていくんじゃないかと思えます。

<勝川委員長>

そうですね。市民プラザが近代的な設備で安く借りることができるとなれば、皆さん足がそちらに向いていきますので、文化会館もそれなりの施設になればいいんですが、その辺は難しいですね。柏木委員どうぞ。

<柏木委員>

私も賛成です。ただ、高齢者が多くなって、市民プラザも公民館もバスがなくなって足が遠のき始めていますので、ぜひそのあたりを改善して頂きたいです。

<勝川委員長>

高齢者の足の便については市役所をお願いしてもよろしいでしょうか。シャトルバスが無くなって、タウンクルの停まる場所も少なくなったように思います。

<柏木委員>

高齢で自転車にも乗れないし、歩いても行けないという方も多くて、公共交通手段があれば利用者も増えると思います。

<宮本委員長代理>

それに関しては、市が指定する事業者が連携してやってもらえればいいかと思います。公民館や文化会館を巡回するバスを考えてもらいたいです。

<柏木委員>

交通手段で困っている人が多いですね。特に高齢者が多くなっていますので。

<下岡委員>

赤ちゃん連れもそうです。市民プラザは赤ちゃん連れにも遠いです。もし連携していただけるなら皆さん色んなところに行けるのではないのでしょうか。この辺りの人は市民プラザをご存知ではない方が多いです。足の便も悪いからだと思います。良い講座があっても、行けない理由が足の便なら改善の余地があるのではないのでしょうか。

<勝川委員長>

ありがとうございました。沢山のご意見がありました。まだ発言されていない青木委員どうぞ。

<青木委員>

事前説明の時、少し門真市民プラザの指定管理者制度の導入について、良いところばかり書いてあって、基本的には賛成なのですが、デメリットについてもしっかり把握していただいて検討を進めていただきますようお願いいたします。民間企業に移行するという事ですから、市民のコミュニティーの場である文化会館や公民館の運営に、採算性とか利潤性などの観点が過度に入らないようにしていただきたいです。

<勝川委員長>

市民のためにあることを忘れないようにしていただかなければなりませんね。

<奥田委員>

私を感じましたのは、この会議の中でいい点ばかりが強調され、青木委員がおっしゃったようにデメリットの部分が話に上がってこないのでも100%良いのかと疑問に思った事と、指定管理者制度

というものを導入するにあたって、企業のノウハウを発揮して市民が参加したくなる事業をやっていただければありがたいなと思います。

<勝川委員長>

ありがとうございました。それでは、たくさんのご意見がありましたので、審議会はこのあたりで閉会したいと思います。この後、答申にあたってどのようにすればよいかもう一度教えていただけますでしょうか。

<藤田主任>

答申は、委員長名で11月末までに文書でいただきたいと存じます。本日のご意見を委員長にとりまとめいただき、答申されてはいかがかと存じます。

<勝川委員長>

それでは、ご提案どおり、私がとりまとめ、答申するというところでよろしいでしょうか。

(賛成の声あり)

それでは、私がとりまとめさせていただきます。答申した内容は委員の皆様にお知らせさせていただきます。これで本日の案件は終了いたしますが、そのほか、委員の皆様からご意見やお知らせなどはございませんでしょうか。それでは、これで平成26年度第2回門真市立公民館運営審議会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。